

地域（近隣）の公共的運営を目指す私法人の
日本的展開の現状と可能性について

代表 伊藤 雅春（愛知学泉大学現代マネジメント学部 教授）
委員 宗野 隆俊（滋賀大学経済学部 准教授）

〔研究報告要旨〕

1990年代以降、国の財政の悪化、さらには地方経済の疲弊は地方自治体の財政を直撃した。多くの地方自治体が財政困難に陥り、行政サービス水準の切り下げを迫られ、さらに複数自治体間での合併を余儀なくされた。市町村合併は、とりわけ中山間部や島嶼部を周縁化させる傾向を持つ。

こうした状況のなかで、特に市町村合併を経た中山間地や島嶼部で、合併前に地方自治体が担っていた様々な公共的な事業の一部を、民間の私法人が担う動きが出てきている。こうした私法人には、自治会・町内会といった地域住民組織のほかに、集落営農法人やNPOなどがある。

民間私法人が公共的な事業を担うようになったのは、市町村合併によって地方自治体が地域コミュニティから遠くなったからだけではない。いわゆる政府セクターでもなく、また純粋な企業セクターに包含されるのでもない中間セクターの私法人が、政府や市場から資源を調達しながら地域社会の様々な課題に取り組むことが社会的な要請となってきたのである。

この研究では、地域社会の課題に取り組み、地域社会の公共的な運営を担う私法人として、全国から9つの法人ならびに組織を選抜し、これらを対象にヒアリングを中心とする調査分析を行った。選抜の基準は、当該法人・組織が(1)地域社会の構成員による討議と合意形成の場となっていること、ならびに(2)当該法人・組織が事業経営主体として存立していること、である。

調査の結果、おおよそ以下のことが確認された。すなわち、①中山間部や島嶼部の地域社会において、小学校区程度の範囲の地域（住民）自治組織を基礎にして、地域の公共的な事関に関する討議と合意形成が行われてきたこと、ならびに、②地域（住民）自治組織を基礎として創設される事業体が、a.地域共同管理型事業、b.企画提案型事業、c.生活支援型事業といったきわめて公益性の高い事業を展開していることである。